

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 7 日（月）第3413号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定	（障害福祉課取扱い）	1
○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い）	1
○県営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	2

## 告 示

## 鹿児島県告示第545号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定障害児入所施設として指定した。

平成30年 5 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定障害児入所施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 児 入 所 施 設 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害児入所施設 やまびこ医療福祉センター	鹿児島市皆与志 町1779番地	社会福祉法人向陽会	鹿児島市皆与志 町1779番地	本重 博史	平成30年 5月1日	医療型障 害児入所 施設

## 鹿児島県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第一西原地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 5 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成30年 5 月 8 日から同年 6 月 4 日まで
- 縦覧場所  
知名町役場耕地課

## 鹿児島県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第二西原地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年5月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年5月8日から同年6月4日まで
- 3 縦覧場所  
知名町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備大隅地区鳩ヶ山2換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年4月23日に行った。

平成30年5月7日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年5月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下高隈川東線	鹿屋市札元一丁目3542番1地先から同市寿四丁目3121番9地先まで	前	7.4~10.0	560.0
			後	16.0~16.0	560.0